

令和 2 年 9 月 1 0 日

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 2 年 9 月 会 議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
同 意 第 1 号	洞爺湖町表彰条例に基づく同意について
報 告 第 3 号	健全化判断比率の報告について
報 告 第 4 号	資金不足比率の報告について
報 告 第 5 号	株式会社グリーンスティ洞爺湖の経営状況の報告について
議案第 2 0 号	洞爺湖町生活館条例の一部改正について
議案第 2 1 号	洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
議案第 2 2 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第 2 3 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
議案第 2 4 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第 2 5 号	令和 2 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 2 6 号	令和 2 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 2 7 号	令和 2 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
認 定 第 1 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について
認 定 第 2 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について
認 定 第 3 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について
認 定 第 4 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について
認 定 第 5 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について
認 定 第 6 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について
認 定 第 7 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

同意第1号

洞爺湖町表彰条例に基づく同意について

洞爺湖町表彰条例（平成18年洞爺湖町条例第161号）第3条の規定により、
下記の者を表彰することにつき、議会の同意を求める。

令和2年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

記

表彰区分	住 所	氏 名	生 年 月 日
功 労 表 彰	洞爺湖町月浦131番地2	岡 崎 進	昭和12年 1月23日
功 労 表 彰	洞爺湖町入江175番地21 板谷川団地3号棟203号室	川 人 健 一	昭和16年 1月20日
功 労 表 彰	洞爺湖町高砂町37番地41	和 田 貢	昭和33年12月 9日
功 労 表 彰	洞爺湖町川東6番地5	大 西 俊 則	昭和35年 3月 3日

報告第3号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく財政の健全化判断比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告する。

令和2年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

(別 紙)

健全化判断比率の状況(令和元年度)

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
015849	北海道	洞爺湖町	—	—	10.2	49.7

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち 臨時財政対策債 発 行 可 能 額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
4,198,609	132,318	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

報告第4号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告する。

令和2年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

(別 紙)

資金不足比率の状況(令和元年度)

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	水道事業会計	公共下水道事業特別会計	簡易水道事業特別会計
015849	北海道	洞爺湖町	—	—	—

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち 臨時財政対策債 発 行 可 能 額	経営健全化基準	20.0	20.0	20.0
4,198,609	132,318				

報告第5号

株式会社グリーンスティ洞爺湖の経営状況の報告について

株式会社グリーンスティ洞爺湖の経営状況を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和2年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第 3 0 期 事 業 報 告 に つ い て

自 平成 3 1 年 4 月 1 日

至 令和 2 年 3 月 3 1 日

1 会社の概要

(1) 主要事業内容

当社の定款に基づく事業内容は、以下のとおりであります。

- 1 キャンプ場の運営
- 2 食料品、酒類、日用雑貨の販売
- 3 飲食店及び喫茶店の経営
- 4 各種催し物の企画、案内及び旅行斡旋業
公共施設等の運営並びに整備に関する受託事業
- 5 その他

(2) 主な事務所

本 社	北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 1 4 2 番地
キャンプ場	北海道虻田郡洞爺湖町月浦 5 6 番地

(3) 株式の状況

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 会社が発行する株式の総数 | 1 1 , 9 6 0 株 |
| 2 発行済株式総数 | 2 , 9 9 0 株 |
| 3 株 主 数 | 1 6 名 |

(4) 取締役及び監査役

代表取締役社長	真 屋 敏 春
取締役	大 西 填 夫
取締役	矢 野 輝 佳
取締役	鈴 木 清 隆
取締役常務	室 田 米 男
監査役	金 子 建
監査役	傳 正 宏

(5) 従業員の状況

区分	従業員数	平均年齢
男子	2 名	6 8 歳
女子	3 名	6 1 歳
計	5 名	

※上表のほか、臨時職員・男子3名＋女子2名在籍

2 事業の概要

(1) 当期事業の経過と成果

当期は、例年通り4月25日にオープンし、10月31日までの190日間営業いたしました。

昨年の入込状況は、シーズン最初の休日となる「ゴールデンウィーク（GW=4月27日～5月6日）」が、新天皇の即位に伴う異例の長期連休となったことから予約が急増いたしました。例年は平日を挟むことが多いGWですが、切れ目のない10連休であったことから2、3泊の滞在型が多いのも特徴的で、初春らしい行楽日和が続いたことも加わり、GW期間中の入込数増加につながりました。

夏休みが始まる7月後半から8月にかけてのハイシーズンにおいても比較的天候に恵まれ、シーズンをとおして入込数増加につながったものと考えています。

キャンプ場の年間利用者数は、過去5年間で最高となる15,076人、前年比115.4%（約2,000人増）の伸びとなりました。

経営面では、令和1年度の売上総利益は25,994千円、販売費および一般管理費など経費は21,743千円で、単年度で4,251千円の黒字となりますが、減価償却費4,273千円を算入し、営業外収益・費用を加算した当期決算における経常利益を74千円といたしました。

最後に、当社は既に令和2年度（第31期）の営業を4月1日より開始いたしましたが「新型コロナウイルス感染症」に伴う自粛要請により臨時休業し、約2か月遅れの6月1日より再開することといたしました。

ご承知のとおり、現下の社会・経済状況は経験したことがないほどに厳しいものがあり、この混乱が一日も早く収束することを願うばかりです。

スタッフ一同、今期においても変わらない努力を続けてまいり所存ではありますが、株主様、役員各位におかれては何卒、変わらないご支援、ご協力を今後も賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

平成27年度～令和1年度／月別利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和 1年度
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
4月	17 人	245 人	48 人	375 人	749 人
5月	936 人	857 人	1,424 人	764 人	1,456 人
6月	525 人	639 人	529 人	722 人	534 人
7月	2,944 人	3,461 人	3,402 人	2,807 人	2,525 人
8月	6,855 人	6,319 人	6,450 人	6,335 人	6,846 人
9月	1,552 人	1,852 人	1,484 人	1,624 人	2,551 人
10月	368 人	600 人	426 人	440 人	415 人
合 計	13,197 人	13,973 人	13,763 人	13,067 人	15,076 人
対前年比	102.09%	105.88%	98.50%	94.94%	115.37%

3 財務関係

期	第30期
項 目	自：平成31年4月 1日 至：令和 2年3月31日
営 業 損 失	22千円
経 常 利 益	75千円
当 期 利 益	75千円
当期末処理損失	22,880千円
1株当り当期損失	7,652 円
総 資 産	127,202千円
純 資 産	126,620千円
1株当り純資産	42,348 円

計 算 書 類 決 定 の 件 に つ い て

(第 3 0 期)

自： 平成 3 1 年 4 月 1 日

至： 令和 2 年 3 月 31 日

貸 借 対 照 表

令和2年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流 動 資 産】	【 60,833,331 】	【流 動 負 債】	【 581,820 】
現金及び預金	60,707,357	預 り 金	6,420
商 品	116,174	未 払 消 費 税	575,400
前 払 費 用	9,800		
【固 定 資 産】	【 66,368,638 】		
(有形固定資産)	(32,797,058)	負債の部合計	581,820
建 物	26,898,792	純 資 産 の 部	
建物付属設備	5,171,700		
構 築 物	237,976	【株 主 資 本】	【 126,620,149 】
機 械 装 置	488,589	(資 本 金)	(149,500,000)
車両運搬具	1	資 本 金	149,500,000
(無形固定資産)	(33,518,500)	(利 益 剰 余 金)	(△22,879,851)
借 地 権	33,518,500	繰越利益剰余金	△22,879,851
(投資その他の資産)	(53,080)		
出 資 金	50,000		
預 託 金	3,080	純資産の部合計	126,620,149
資産の部合計	127,201,969	負債及び純資産の部合計	127,201,969

損 益 計 算 書

自 平成31年 4月 1日
至 令和 2年 3月31日

科 目	金 額	円
【純 売 上 高】		
キャンプ利用料収入	18,931,570	
売 店 収 入	2,092,484	
レ ン タ ル 売 上	1,316,087	
委 託 運 営 収 入	4,627,250	
ゴ ミ 処 理 手 数 料	645,940	27,613,331
【売 上 原 価】		
期 首 棚 卸 高	123,982	
商 品 仕 入 高	1,611,038	
合 計	(1,735,020)	
期 末 棚 卸 高	116,174	1,618,846
売 上 総 利 益		(25,994,485)
【販売費及び一般管理費】		26,016,044
営 業 損 失		(21,559)
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	4,904	
雑 収 入	91,405	96,309
経 常 利 益		(74,750)
税引前当期純利益		(74,750)
当 期 純 利 益		(74,750)

販売費及び一般管理費

自 平成31年 4月 1日
至 令和 2年 3月31日

科 目		金 額	円
広 告 宣 伝 費		238,800	
給 与 手 当		7,901,609	
賞 与 給 付		300,000	
雑 費		2,274,227	
法 定 福 利 費		911,615	
厚 生 費		106,015	
減 価 却 費		4,273,064	
修 繕 費		338,238	
事 務 用 品 費		105,097	
水 道 光 熱 費		1,327,639	
旅 交 通 費		730	
租 税 公 課		2,275,764	
交 際 接 待 費		238,810	
保 険 料		218,490	
通 信 費		144,133	
諸 会 費		158,400	
車 輛 費		370,995	
新 開 図 書 費		12,512	
地 代 家 賃		1,200,000	
会 議 費		146,385	
園 地 管 理 費		1,835,116	
雑 費		1,638,405	
販売費及び一般管理費		(	26,016,044)

株主資本等変動計算書

自 平成31年 4月 1日
至 令和 2年 3月31日

(単位 円)

株主資本			
資本金	当期首残高及び当期末残高		149,500,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		△22,954,601
	当期変動額	当期純損益金	74,750
	当期末残高		△22,879,851
利益剰余金	当期首残高		△22,954,601
	当期変動額		74,750
	当期末残高		△22,879,851
株主資本	当期首残高		126,545,399
	当期変動額		74,750
	当期末残高		126,620,149
純資産の部	当期首残高		126,545,399
	当期変動額		74,750
	当期末残高		126,620,149

議案第 20 号

洞爺湖町生活館条例の一部改正について

洞爺湖町生活館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町生活館条例の一部を改正する条例

洞爺湖町生活館条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「本町生活館」を「洞爺湖町アイヌ民族共生拠点施設「ウトウラノ」」に改める。

第 6 条を第 7 条とし、第 3 条から第 5 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（事業）

第 3 条 生活館は、第 1 条の設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) アイヌ民族の文化伝承に関する事業
- (2) 生活相談及び生活改善指導事業
- (3) 社会福祉事業
- (4) 教育に関する事業
- (5) アイヌ団体の育成に関する事業
- (6) 生活、文化及び社会福祉に関する活動の場を提供する事業
- (7) 地域住民の集会及び会合
- (8) その他町長が特に必要と認める事業

別表中「第 4 条関係」を「第 5 条関係」に、「集会室」を「アイヌ研修室（1・2）、交流ホール、会議室（1・2）」に改め、研修室の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

過疎地域自立促進市町村計画【変更】

区 分	変更前（頁・行）	変更後（頁・行）	備 考																				
9 その他地域の 自立促進に関 し必要な事項	3 1 頁 (3) 計画 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2)その他</td><td>ふるさとづくり推進事業 (環境配慮行動促進)</td><td>町</td><td></td></tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(2)その他	ふるさとづくり推進事業 (環境配慮行動促進)	町		3 1 頁 (3) 計画 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2)その他</td><td>ふるさとづくり推進事業 (環境配慮行動促進)</td><td>町</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>関係人口創出事業</td><td>町</td><td></td></tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(2)その他	ふるさとづくり推進事業 (環境配慮行動促進)	町			関係人口創出事業	町		事業内容 の追加
事業名	事業内容	事業主体	備考																				
(2)その他	ふるさとづくり推進事業 (環境配慮行動促進)	町																					
事業名	事業内容	事業主体	備考																				
(2)その他	ふるさとづくり推進事業 (環境配慮行動促進)	町																					
	関係人口創出事業	町																					

議案第 22 号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成 31 年 2 月 22 日市町村第 1877 号指令）の一部を次のように変更する。

別表第 1 石狩振興局（12）の項中「（12）」を「（11）」に改め、「、札幌広域圏組合」を削り、同表渡島総合振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「、山越郡衛生処理組合」を削り、同表空知総合振興局（32）の項中「（32）」を「（31）」に改め、「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

別表第 2 の 9 の項中「、札幌広域圏組合」、「、山越郡衛生処理組合」及び「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第 23 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のように変更する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和 43 年 5 月 1 日地方第 722 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 2 4 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のように変更する。

令和 2 年 9 月 1 0 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和 3 2 年 1 月 2 3 日 3 2 地第 1 7 5 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合、」を削り、同表空知管内の項中「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 25 号

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 102,559 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,967,825 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11. 地 方 交 付 税		3,012,000	215,898	3,227,898
	1. 地 方 交 付 税	3,012,000	215,898	3,227,898
15. 国 庫 支 出 金		2,081,301	72,603	2,153,904
	2. 国 庫 補 助 金	1,816,459	72,603	1,889,062
16. 道 支 出 金		475,534	18,702	494,236
	2. 道 補 助 金	272,326	18,702	291,028
18. 寄 附 金		98,500	1,000	99,500
	1. 寄 附 金	98,500	1,000	99,500
19. 繰 入 金		386,607	△ 206,300	180,307
	1. 繰 入 金	386,607	△ 206,300	180,307
21. 諸 収 入		62,532	△ 150	62,382
	5. 雑 入	47,041	△ 150	46,891
22. 町 債		919,100	806	919,906
	1. 町 債	919,100	806	919,906
歳 入 合 計		8,865,266	102,559	8,967,825

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		483,532	6,415	489,947
	1. 総 務 管 理 費	449,662	3,460	453,122
	3. 戸籍住民基本台帳費	17,293	2,955	20,248
4. 衛 生 費		391,157	2,823	393,980
	1. 保 健 衛 生 費	126,035	△ 400	125,635
	2. 環 境 衛 生 費	18,353	3,223	21,576
6. 農 林 水 産 業 費		123,708	18,433	142,141
	1. 農 業 費	86,036	16,798	102,834
	3. 水 産 業 費	27,158	1,635	28,793
7. 商 工 費		574,053	10,424	584,477
	1. 商 工 費	71,649	154	71,803
	2. 観 光 費	502,404	10,270	512,674
8. 土 木 費		1,355,891	5,604	1,361,495
	2. 道 路 橋 梁 費	575,122	1,567	576,689
	5. 都 市 計 画 費	398,420	4,037	402,457
10. 教 育 費		620,934	△ 6,389	614,545
	3. 中 学 校 費	73,369	△ 6,389	66,980
13. 予 備 費		43,852	△ 5,638	38,214
	1. 予 備 費	43,852	△ 5,638	38,214
14. 新型コロナウイルス感 染 症 対 策 費		1,220,462	70,887	1,291,349
	1. 新型コロナウイルス感 染 症 対 策 費	1,220,462	70,887	1,291,349
歳 出 合 計		8,865,266	102,559	8,967,825

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
臨時財政 対 策 債	130,000	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利 率 見 直 し 方 式 で 借 入 れ る 資 金 に つ い て、利率 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、当該見 直 し 後 の 利率)	政府資金 又はその他 資金とし、そ の融資条件 による。 ただし、町 財政の都合 により措置 期間及び償 還期限を短 縮し、もしくは 繰上償還 又は低利に 借換えるこ とができる。	130,806	同左	同左	同左

議案第 26 号

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 783 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 805, 741 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-29-

議案第 27 号

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 6 8 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 1 1 2, 7 1 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 1 0 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

(単位：千円)

-32-

認定第 1 号

令和元年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第 2 号

令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第 3 号

令和元年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第4号

令和元年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和2年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第 5 号

令和元年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第 6 号

令和元年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第 7 号

令和元年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春